

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年10月7日 |
| 【会社名】 | 森ビル株式会社 |
| 【英訳名】 | MORI BUILDING Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 森 稔 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 |
| 【電話番号】 | 03(6406)6321 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部 部長 小坂 雄一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 |
| 【電話番号】 | 03(6406)5023 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部 部長 小坂 雄一 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 一般募集 第3回無担保社債（3年債） 10,000百万円 一般募集 第4回無担保社債（5年債） 10,000百万円 <hr/> 計 20,000百万円 |

（注）一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額
であります。

| | |
|--------------|-------------|
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年9月24日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成22年10月7日に社債の利率につき仮条件を提示することになりましたので、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）
利率の欄
申込期間の欄
欄外注記
- 3 新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）
利率の欄
申込期間の欄
欄外注記

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

利率の欄

（訂正前）

| | |
|-------|--|
| 利率（％） | 未定 <u>（平成22年10月7日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成22年10月19日から平成22年10月20日までの間に決定する予定である。）</u> |
|-------|--|

（訂正後）

| | |
|-------|---|
| 利率（％） | 未定 <u>（東短キャピタルマーケット株式会社提示の円の3年スワップ・オフアード・レートに0.55%を加えた率～同レートに0.75%を加えた率を仮条件とする。）</u> （注）12 |
|-------|---|

申込期間の欄

（訂正前）

| | |
|------|--------------------------|
| 申込期間 | 平成22年10月20日 <u>（注）12</u> |
|------|--------------------------|

（訂正後）

| | |
|------|--------------------------|
| 申込期間 | 平成22年10月20日 <u>（注）13</u> |
|------|--------------------------|

欄外注記

（訂正前）

（注）

<前略>

12. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。
当該需要状況の把握期間は最長で平成22年10月7日から平成22年10月20日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成22年10月19日から平成22年10月20日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年10月19日」となることがありますのでご注意ください。

（訂正後）

（注）

<前略>

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年10月19日から平成22年10月20日までの間に決定する予定である。
13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。
当該需要状況の把握期間は最長で平成22年10月7日から平成22年10月20日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成22年10月19日から平成22年10月20日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年10月19日」となることがありますのでご注意ください。

（注）12の追加及び12の番号変更

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

利率の欄

(訂正前)

| | |
|--------|--|
| 利率 (%) | 未定 <u>(平成22年10月7日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成22年10月19日から平成22年10月20日までの間に決定する予定である。)</u> |
|--------|--|

(訂正後)

| | |
|--------|--|
| 利率 (%) | 未定 <u>(東短キャピタルマーケット株式会社提示の円の5年スワップ・オフアード・レートに0.80%を加えた率~同レートに1.05%を加えた率を仮条件とする。)</u> (注) 12 |
|--------|--|

申込期間の欄

(訂正前)

| | |
|------|--------------------|
| 申込期間 | 平成22年10月20日 (注) 12 |
|------|--------------------|

(訂正後)

| | |
|------|--------------------|
| 申込期間 | 平成22年10月20日 (注) 13 |
|------|--------------------|

欄外注記

(訂正前)

(注)

<前略>

12. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。
当該需要状況の把握期間は最長で平成22年10月7日から平成22年10月20日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成22年10月19日から平成22年10月20日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年10月19日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

<前略>

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年10月19日から平成22年10月20日までの間に決定する予定である。
13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。
当該需要状況の把握期間は最長で平成22年10月7日から平成22年10月20日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成22年10月19日から平成22年10月20日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年10月19日」となることがありますのでご注意ください。

(注) 12の追加及び12の番号変更